

# 令和 7 年度 愛媛県公共事業評価委員会 議事要旨

日時：令和 7 年 8 月 28 日(木) 14：00～16：00  
会場：水産会館 6 階大会議室

- 1 開会
- 2 開会挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 審議

## (1) 審議方法

事業採択後一定期間が経過している 13 事業の再評価、事業費を予算化しようとする 1 事業の新規採択時評価、交付期間が終了した社会資本総合整備計画 4 件の事後評価について審議する。

審議対象事業の 14 事業のうち、特に詳細に審議が必要と思われる 4 事業を個別審議として選定し、残り 10 事業及び事後評価 4 計画については一括審議とする。

個別審議事業については、事前に各委員からの意見等により選定した以下の事業に決定。

- 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）道前釜之口上地区
- 道路改築事業（(国) 197 号大洲西道路）
- 道路改築事業（(国) 197 号夜昼道路）
- 大規模特定河川事業（(二) 内平川）

## (2) 個別審議

### 事業番号 1：水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）道前釜之口上地区

#### 【森委員】

- ・作物生産便益について、年間効果額が約 8 億円になっているが、対象地域での生産額がどの程度の割合を占めているのか知りたい。対象地域における現在の生産額、生産量はどのくらいか。また、水路の改修事業を行わなかった場合、年間 8 億円程の減収、40 年間の現在価値化で 250 億円相当の生産額が減るのか。
- ・国産農産物の安定供給便益について、国民の感じる安心感は既に価格に反映されていると考えているが、別途貨幣価値に換算されないものをどのような考え方で効果として反映させているか。

#### 【農地整備課】

- ・対象地域の生産額・生産量のデータは持ち合わせていないが、影響の大きい水稻では、事業を実施しない場合、農業用水が安定供給されないため、事業を実施した場合と比較すると、率として、58%生産量が減少する。
- ・国産農産物の安定供給は、食料の多くを輸入に依存している我が国にとって重要な政策課題であり、土地改良事業による生産基盤の整備を通じて、生産性の向上、営農条件の改善等の効果が発現されることにより、国産農産物の安定供給に大きく寄与していることから、国が示すマ

マニュアルに従って算定している。

【柴田委員】

- ・当初計画では、非灌漑期施工であったが、工事を進めていく中で灌漑期での施工が必要になったという認識でよいか。
- ・事業費の増額について、仮設道の追加が最も増額が大きいが、計画段階での想定はしていなかったのか。

【農地整備課】

- ・水路は非灌漑期の施工であるが、仮設道や管理用道路は通年での施工とした。
- ・農地への影響を考慮し、当初は仮設道を設置せず、水路に重機を入れて施工する計画としていたが、国の予算割当が厳しかったことや西日本豪雨の影響で事業の執行が抑制されたこともあり、事業の進捗に支障が生じた。そこで、工事を円滑に進めるため、関係者と協議を行い、仮設道の設置に了承を得られたため、通年で施工できる工法に変更した。

【倉内委員】

- ・人口減少社会における将来のトレンドと、農林水産省のマニュアルが矛盾しているように思われるが、マニュアルはどういった設定になっているのか。マニュアルを変えていく必要があると考える。

【農地整備課】

- ・現行のマニュアルは、人口や耕作者の減少は考慮せず、農地を維持していくという考えである。

【倉内委員】

- ・インフラ整備における費用便益分析の考え方とも整合が取れていないと思うので、国に伝えてほしい。加えて、食料安全保障や、愛媛県の観点からすると、理論的に便益としては計上してはいけなようなストック効果が重要であるため、このような事業を進めていく上では、それらを含めて評価を行うことを検討していただきたい。

【農地整備課】

- ・農家の減少に伴い、担い手への集積や集約化は重要な課題と認識しているため、今後農家が減少しても、農地が確保され、農業ができる整備を進めていきたい。

【森岡委員】

- ・国産農産物安定供給便益については、もう少し、愛媛県の営農継続を視点として、便益を検討するようにすればよいのでは。事業自体は継続で問題ない。

【小林委員長】

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。  
＜異議なし＞  
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。
- ・最近の国内の食料事情や国際的な情勢が不安定な中、国内の食料生産を維持し、食料自給率を向上させ、加えて、食の安全安心な提供をすることは大切だと考える。食料安全保障の重要性をうまく説明していただきたい。

**事業番号 1 1 : 道路改築事業 ((国) 197 号大洲西道路)、**

**1 2 : 道路改築事業 ((国) 197 号夜昼道路)**

※両事業は、大洲・八幡浜自動車道の事業中の隣接区間で、事業の必要性及び整備効果等が重複しており、費用便益比も一連区間で算出していることから、合わせて説明を実施。

**【森委員】**

- ・当初の事業費から約 3.2 倍となっており、増え方が異常である。また、進捗率も 35% であり、現在の 272 億円では収まらない状況も想定されるが、費用便益比が今後 1.0 を切ることもあるのではないかな。

**【道路建設課】**

- ・費用便益比については、事業継続を判断するための重要な指標の一つであるが、それ以外の貨幣価値化できない整備効果についても考慮した上で事業の必要性を評価すべきと考えている。  
また、これまでの事業費の増額は、今回の物価等の上昇、トンネル断面の拡大等によるものに加え、これまでの愛媛県公共事業評価委員会で審議いただいた、大規模な地すべり対策や盛土構造の変更のほか、基準改定によるものなどが累積した結果であり、事業開始当初では見込むことが困難なやむを得ない理由と考えている。  
今後の事業実施において事業費の見直しが必要になる場合は、適切に事業費を算出し、本委員会で審議いただくよう考えている。

**【森委員】**

- ・本事業は必要性が認められる事業であると考えてるが、事業費の縮減に努めてほしい。

**【倉内委員】**

- ・非常に重要な事業であるため、事業継続で問題ないと思う。  
大洲八幡浜自動車道全体と大洲西道路の費用便益比を比較すると、大洲西道路の方が高くなっている。通常は、事業全体の方が高くなると思うが、このような結果となった要因は何か。

**【道路建設課】**

- ・大洲西道路は、既存の高速道路に直接接続しており、高速道路へ転換する交通量による整備効果が得られやすい点で、費用便益比が高くなったものと考えている。

**【倉内委員】**

- ・説明していただいたことも理解できるが、事業全体の便益比が高くなる方が一般的だと思う。  
この場での詳細な説明は難しいと思うので、確認しておいてほしい。
- ・独自に計上している便益の中で、観光に関する効果はストック効果になるので、便益として計上するのは適切ではない。また、お願いになるが、事業の早期完成に努めていただきたい。

**【森岡委員】**

- ・費用便益比が 1.0 を切る寸前まで来ているため、これ以上の増額は厳しいと思う。また、今回、トンネルの高さを重要物流道路の規格に則して変更する一方で、幅については、一般道路の規格のままとしているが、『幅の見直しなし』と『高さの変更』を両立することは可能なのか。

**【道路建設課】**

- ・可能である。

【森岡委員】

- ・今後、設計変更はないか。

【道路建設課】

- ・高さの見直しによる変更は生じない。

【丹下委員】

- ・今後の人件費や物価上昇等を見込んでいるか。

【道路建設課】

- ・今後の人件費や物価の上昇を想定する手法が確立されておらず、それらを今後の事業費に見込むことは困難。現時点で把握している金額により、今後の事業費を算定したもの。

【小林委員長】

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。  
＜異議なし＞  
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。
- ・コスト縮減のため、早期の完成を望む。

事業番号14：大規模特定河川事業（(二)内平川）

【森委員】

- ・災害実績について、平成16年、23年、28年は記載されていないが、被害額はいくらか。

【河川課】

- ・水害統計の資料から引用しているが、記載がないため、当資料も記載をしていない。

【森委員】

- ・平成16年、23年、28年の被害額から過去40年の被害額は約3億円と想定される。これに対し、今後50年の被害軽減期待額が33億円となっており、過大ではないかと感じている。

【河川課】

- ・治水経済マニュアルを用いて被害額を算出しており、現地状況を踏まえた検討結果となっている。

【丹下委員】

- ・今後の用地買収箇所について難しい箇所はあるか。

【河川課】

- ・下流域については、交付金事業にて用地買収を進めており、概ねの目途が立ったため、予算配分の高い大規模特定河川事業として進めさせてもらう予定。
- ・また、過去から浸水被害が多数ある地域となっているため、地域住民からは早期の改修要望がある。

【森岡委員】

- ・来村川との合流地点付近であるが、来村川と一緒に改修することも検討してしているのか。来村川が狭小なために、浸水が発生しているのでは。

【河川課】

- ・河川整備基本方針については、来村川水系で検討しており、浸水被害の多い内平川を優先して

改修をする計画としている。また、流下能力においても、来村川本川を考慮して河川改修の流量を決定している。

【森岡委員】

- ・来村川を改修するよりも、内平川の改修をする方が効果的であるという考えか。

【河川課】

- ・その通り。

【森岡委員】

- ・来村川の氾濫対策、あるいは避難時間を稼ぐ効果があるという考えでいいか。

【河川課】

- ・来村川水系で検討した結果、氾濫頻度の高い内平川の改修を優先することで、事業効果の早期発現を目指す計画としている。

【小林委員長】

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『新規事業化』ということによろしいか。

＜異議なし＞

では、異議なしと認め、当委員会の意見として『新規事業化』とする。

(3) 一括審議

(再評価)

事業番号2：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）（犬塚地区）

事業番号3：大規模特定河川事業（(二) 立間川・国安川・河内川）

事業番号4：津波対策緊急事業（成瀬海岸）

事業番号5：まちづくり連携砂防等事業（(砂)高浜2号谷）

事業番号6：まちづくり連携砂防等事業（(砂)亀山川谷）

事業番号7：まちづくり連携砂防等事業（(砂)瘤谷川）

事業番号8：まちづくり連携砂防等事業（(急)上谷地区）

事業番号9：まちづくり連携砂防等事業（(急)御殿内地区）

事業番号10：まちづくり連携砂防等事業（(急)与村井地区）

事業番号13：JR松山駅付近連続立体交差事業（JR予讃線）

(事後評価)

社会資本整備総合交付金の整備計画

計画番号1：地域の発展と活性化を支える愛媛の港づくり

計画番号2：災害につよい愛顔あふれる川づくり～洪水・地震・津波による河川災害から命を守る～（防災・安全）緊急対策

計画番号3：安全安心な愛媛の港づくり（重点）（防災・安全）

計画番号4：安全・安心な生活環境の整備を図る下水道事業の推進（防災・安全）（重点計画）

【小林委員長】

- ・それでは、残りの再評価 10 事業については『事業継続』、事後評価 4 計画については内容が『妥当である』という判断でよろしいか。

＜異議なし＞

特に異議がないということで、当委員会の意見として再評価 10 事業は『事業継続』、事後評価 4 計画については内容が『妥当である』とする。

【小林委員長】

以上をもって、本日の審議をすべて終了する。